

そんな
ご存じですか？

(しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう)

障がい者虐待防止法

障がい者虐待防止法とは…

10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律の目的は、障がい者を虐待という権利侵害から守り、障がい者が安定した生活や社会参加を送ることができるようです。

●対象となる障がい者とは…

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい）、その他の心身の障がいがある方がその障がいや社会的な障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受け、援助が必要な方が対象となります。

●対象となる虐待とは…

ようごしゃ ぎゃくたい 養護者による虐待

身近の世話や身体介助、金銭の管理をしている人（家族や親戚、同居人）による虐待のことです。



しょう しゃふくし しせつ 障がい者福祉施設 じゅうじしゃ ぎゃくたい 従事者による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスを提供する事業所の職員による虐待のことです。



しょうしゃ ぎゃくたい 使用者による虐待

障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者（派遣労働者の事業主を含みます。）などによる虐待のことです。



虐待を発見した場合は速やかに相談してください！！

障がいのある方が家族や福祉施設職員やサービスを提供する事業所の職員、雇用主などから虐待されていることを発見した（情報を得た）場合や虐待でないかと思ったら、一人で抱え込まず、速やかに下記の相談窓口へご相談ください。

また、早い段階での通報が早期発見につながり、地域ぐるみの早めの対応や支援が虐待される側だけでなく、虐待している家族の問題解決にもつながります。

◆障がい者虐待相談窓口◆

電話番号 090-8733-3806 (24 時間相談可能)

メールアドレス seki-syougai.gyakutai@docomo.ne.jp

ファクス 24-6363 (月～金曜日 ※祝日を除く午前9時～午後5時)



こんなことが虐待となります!!

虐待の例としては次のようなものがありますが、重なり合っている場合もあります。

身体的虐待

暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与える行為、また体を縛りつけたり、過剰な投擲によって体の動きを抑制する行為のこと。



殴る、蹴る、無理やり食べ物を口に入れる、身体拘束、部屋に閉じ込める、など

性的虐待

性的な行為やその要求（表面上は同意しているように見えても本心からの同意が見極める必要があります。）のこと。



性的行為の強要、裸にする、わいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる、など

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えること。



侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する、など

放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯などの身の世話をしない、必要な医療や教育を受けさせないなどによって生活環境や身体・精神的状態の悪化をさせること。



食事を十分に与えない、入浴させない、汚れた服のまま、住環境で住まわせる、など

経済的虐待

本人の同意なしに（だますなどして）財産や年金、賃金などを勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を制限すること。



年金や賃金を渡さない、同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、必要な金銭を渡さない、など

虐待を受ける人、虐待をしてしまう人の両方を支援します。

①障がい者の安全確保が最優先されます。

一時保護、面会の制限など

②養護者への支援ができます。

在宅での虐待は、養護者を加害者としてのみ捉えがちですが、養護者が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。養護者の介護負担の軽減や、家族間の人間関係、虐待をしてしまう養護者を含め支援できます。

※漢字の読みづらい方のためにふりがなを振っています。